

○名寄地区衛生施設事務組合監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程

(令和5年3月31日監査委員訓令第1号)

名寄地区衛生施設事務組合監査委員が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名寄地区衛生施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号）の施行については、名寄地区衛生施設事務組合個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第3号）の規定の例による。

附 則（令和5年3月31日監査委員訓令第1号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
（名寄地区衛生施設事務組合監査基準の一部改正）
- 2 名寄地区衛生施設事務組合監査基準（令和2年名衛監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「名寄地区衛生施設事務組合個人情報保護条例（平成28年組合条例第3号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名寄地区衛生施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号）」に改める。

